都道府県ごとに補塡金単価を定める方法について

平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5590 号 - 1 一部改正 平成 29 年 6 月 7 日付け 29 農畜機第 1433 号

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱(平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5583 号。以下「要綱」という。)第 1 に規定する県団体(以下「県団体」という。)は、要綱第 6 の 9 のただし書の規定により、都道府県ごとに肥育牛 1 頭当たりの肥育牛補塡金の額(以下「補塡金単価」という。)の算定(以下「地域算定」という。)を行う場合は、この規程によるものとする。

1 平均粗収益

県団体は、次の(1)及び(2)により算定した価格を用いて、要綱別表1に定める品種区分(以下「品種区分」という。)又は要綱別表1に定める品種(肉専用種の褐毛和種、日本短角種及び無角和種に限る。以下「品種」という。)ごとに四半期ごとの肥育牛1頭当たりの平均粗収益(以下「平均粗収益」という。)を算定するものとする。

なお、平均粗収益の算定に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

(1) 主産物価格

ア 使用するデータ

地域算定を行う県団体の区域の都道府県(以下「実施県」という。)から肥育牛が出荷された食肉中央卸売市場及び指定市場(以下「出荷市場」という。)並びに食肉センター等(肉用牛肥育経営安定特別対策事業における平均粗収益算定に係る牛枝肉取引価格の収集・提供の実施について(平成28年3月25日付け27農畜機第5590号。以下「収集提供規程」という。)1の(1)に規定する食肉センター等をいう。以下同じ。)のうち、累計で8割以上の頭数が出荷された出荷市場及び食肉センター等における取引データ(以下「8割以上の取引データ」という。)であって、農林水産省統計部(以下「統計部」という。)が公表する食肉流通統計(以下「食肉流通統計」という。)及び県団体が収集提供規程に準じて収集した食肉センター等における実施県に係る牛枝肉取引データ(以下「枝肉相対取引データ」

という。)とする。この場合において、品種区分のうち、肉専用種に あっては去勢、交雑種にあっては雌及び去勢、乳用種にあっては去 勢の数値を用いるものとする。

また、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、8割以上の取引データであって、県団体が収集提供規程に準じて収集した出荷市場における実施県に係る当該品種の牛枝肉取引データ(以下「当該品種枝肉取引データ」という。)及び枝肉相対取引データとする。この場合において、当該品種にあっては去勢の数値を用いるものとする。

イ 算定方法

食肉流通統計における出荷市場の取引重量及び取引総価額並びに枝肉相対取引データにおける取引重量及び取引総価額から算定した四半期の枝肉取引価格の1キログラム当たりの加重平均卸売価格に食肉流通統計の出荷市場における取引成立頭数及び取引重量並びに枝肉相対取引データによる取引成立頭数及び取引重量から算定した四半期の1頭当たりの平均取引重量を乗じるものとする。なお、食肉流通統計の取引重量、取引総価額及び取引成立頭数にあっては、出荷市場の前年における取扱頭数のうち、実施県からの出荷頭数が占める割合を乗じて得た値を用いるものとする。

また、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、当該品種枝肉取引データによる取引重量及び取引総価額並びに枝肉相対取引データによる取引重量及び取引総価額から算定した四半期の枝肉取引価格の1キログラム当たりの加重平均卸売価格に当該品種枝肉取引データによる取引成立頭数及び取引重量並びに枝肉相対取引データによる取引成立頭数及び取引重量から算定した四半期の1頭当たりの平均取引重量を乗じるものとする。

なお、県団体は、必要に応じ、算定に当たって実施県の実情等を 考慮できるものとする。

(2) 副產物価格

要綱第6の9の(1)のイによるものとする。ただし、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、当該品種の肥育牛としての特徴を考慮するものとする。

2 平均生産費

県団体は、次の(1)から(4)により算定した費用を用いて品種区

分ごとに四半期ごとの肥育牛1頭当たりの平均生産費(以下「平均生産費」という。)を算定するものとする。

なお、平均生産費の算定に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

(1) もと畜費

ア 使用するデータ

実施県の生産者が、定期的にもと畜導入している家畜市場(以下「導入市場」という。)のうち、累計で8割以上の頭数が導入された家畜市場における独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が公表する肉用子牛取引情報(機構が情報を公表していない市場にあっては当該市場が公表する情報をいう。以下同じ。)の取引頭数及び平均価格とする。この場合において、品種区分のうち、肉専用種にあっては黒毛和種の雄、褐毛和種の雄、日本短角種の雄及び無角和種の雄、交雑種にあっては交雑種・乳の合計、乳用種にあってはホルスタイン種の雄のデータを用いるものとする。

また、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、導入市場のうち、累計で8割以上の頭数が導入された家畜市場における肉用子牛取引情報の取引頭数及び平均価格とする。この場合において、当該品種にあっては雄のデータを用いるものとする。

なお、必要に応じて、農協等における実施県に係る相対取引データ等を使用することができるものとする。

イ 算定方法

各導入市場の取引頭数及び平均価格を乗じて得た数値の合計値を 全導入市場の取引頭数の合計値で除するものとする。

また、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、当該 品種の肥育牛としての特徴を考慮するものとする。

なお、各導入市場の取引頭数については、当該導入市場の算定の 対象となる年度に係るもと畜の導入時期における取引頭数のうち実 施県の取引頭数が占める割合により調整するものとする。

(2) と畜経費

要綱第6の9の(2)のイによるものとする。

(3) 家族労働費

統計部が肉用牛生産費(品種区分のうち、肉専用種にあっては去勢 若齢肥育牛生産費、交雑種にあっては交雑種肥育牛生産費、乳用種に あっては乳用雄肥育牛生産費をいう。以下同じ。)を公表している実施県(以下「公表県」という。)にあっては、当該実施県の肉用牛生産費により算定した額とする。

また、統計部が肉用牛生産費を公表していない実施県(以下「非公表県」という。)にあっては、実施県の統計部署が作成する毎月勤労統計及び公表県の肉用牛生産費(以下「毎月勤労統計等」という。)又は全国農業地域区分の肉用牛生産費を基本に算定した当該非公表県の肉用牛生産費により算定した額とする。なお、肉専用種において、毎月勤労統計等を基本に非公表県の肉用牛生産費を算定する場合には、品種ごとに補塡金単価の算定を行う実施県を含めるものとする。また、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、肉専用種の肉用牛生産費により算定した額とし、当該品種の肥育牛としての特徴を考慮するものとする。

(4) その他の費用

要綱第6の9の(2)のウによるものとする。ただし、県団体が品種ごとに補塡金単価の算定を行う場合は、当該品種の肥育牛としての特徴を考慮するものとする。

3 補塡金単価の設定

県団体は、平均粗収益が平均生産費を下回った場合、平均粗収益と平均生産費との差額の8割(百円未満切捨て)を上限として、品種区分又は品種ごとに四半期ごとの補塡金単価を定めるものとする。ただし、補塡金単価が千円未満となる場合は、補塡金単価を定めないものとする。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日から当分の間、規定中「四半期」とあるのは、「月」 に読み替えるものとする。ただし、本規程2により算定する平均生産費 のうち、もと畜費については、この限りではない。

附 則(平成29年6月7日付け29農畜機第1433号) この規程は、平成29年6月7日から施行する。